

令和元年度東郷町一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置について

令和元年度東郷町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第233条第7項に基づき次のとおり報告する。

令和2年11月27日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

1 不認定となった日

令和2年9月25日

2 講じた措置の内容

令和2年第3回東郷町議会定例会において不認定とされた議案第80号「令和元年度東郷町一般会計歳入歳出決算認定について」については、東郷町議会から不認定に係る理由が示されていないため、本議案に対する本会議及び決算特別委員会における反対討論の内容を踏まえ、次のとおり措置を講じました。

(1) 町民会館の絞^{しぼり}緞^{どんちよう}帳の撤去工事について

町民会館の絞緞帳については、定期点検において劣化が見られたため、平成26年度から使用しないことで安全性を確保していました。

その後、平成31年3月に他自治体において緞帳が落下する事故が発生したことを受け、同月に町民会館ホールの吊物の安全性について指定管理者及び点検業者と協議を開始し、同年8月に撤去に係る協議が全て調いました。

しかし、この時点で既に令和元年第3回東郷町議会定例会の議案提出期限を経過していたため、撤去工事を速やかに進める観点から、補正予算案によらず、また、他の執行済みの事業において当該撤去費用を超える予算残額があったことから、予備費を充用せず、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づき予算の流用により対応いたしました。

こうした経緯により、結果として議会への報告が遅れたことを重く受け止め、今後、町民の皆様の安全に関わる事案で速やかに対応する必要があるものについては、機会を逸することなくその概要を議会に報告するよう全庁に徹底いたしました。

(2) 高齢者タクシー料金助成事業の効果検証について

高齢者タクシー料金助成事業に係るタクシー助成券（以下「チケット」という。）の平成30年度における利用率（配布金額に対する利用金額の割合）は48.1％であり、利用率の向上が課題となっておりました。

このため、令和元年度は、1回のタクシー乗車におけるチケットの利用枚数の上限を廃止するとともに、チケット1枚の金額を500円から200円に引き下げることで、利用率が74.0％に上昇しました。

したがって、高齢者タクシー料金助成事業の事業目的である高齢者の「経済的負担の軽減」及び「外出の促進」のうち、前者については一定の効果が得られたものと受け止めておりますが、後者については効果検証に資するデータが乏しく、現状では定量的な把握が難しい状況です。

こうした状況を改善できるよう、今後、利用者の皆様に利用状況を確認することといたしました。

(3) 米を新たな特産品として開発することについて

ローゼルを使用した特産品につきましては、最も労力と資力が必要となる事業の立ち上げ期における支援策として、平成22年度にローゼルの栽培農家に対する補助制度を創設しましたが、東郷町商工会が認定する町の特産品「愛2（あいあい）ブランド」の一つとして定着し、所期の目的を達成したと認められることから、令和元年度に制度を廃止いたしました。

一方、東郷町産の米を使用した特産品につきましては、現在、共同開発について協力意向のある民間企業等との連携により進めているところです。

ローゼル関係を含む特産品の開発及び販売促進につきましては、従来から東郷町商工会と連携して取り組んでおり、採算性の高い品目をいかに育てていくかが大きな課題であると認識しておりますが、令和2年10月19日に東郷町商工会と改めて協議し、現在の支援方法による取組を継続していくべきであるとの認識を再確認いたしました。

(4) 人事異動について

人事異動に伴う事務引継の円滑化に資するため、次の事項を試行的に実施することといたしました。

ア 3月の予算特別委員会において、現任の管理職とともに新年度の後任者も

同席できるよう、管理職に係る４月１日付け人事異動の内示時期を早めること。

イ　９月の決算特別委員会までの期間を一つの区切りとして、従来の４月１日付け人事異動に加え、１０月１日付け人事異動を導入すること。